

大村市中小企業物価高騰緊急支援事業

社会情勢や経済環境の変化により、経営に影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、融資にかかる**利子**および**保証料**を補給します。

支援内容(融資条件)

融資限度額



運転資金
500万円

- ・貸付利率:1.6%
- ・償還期間:7年以内
(うち据え置き期間1年以内)

利子補給

1年間の利子
1.6%
を全額支援

(融資実行から12カ月分)

保証料補給

新規融資額の
0.8%
相当額を支援

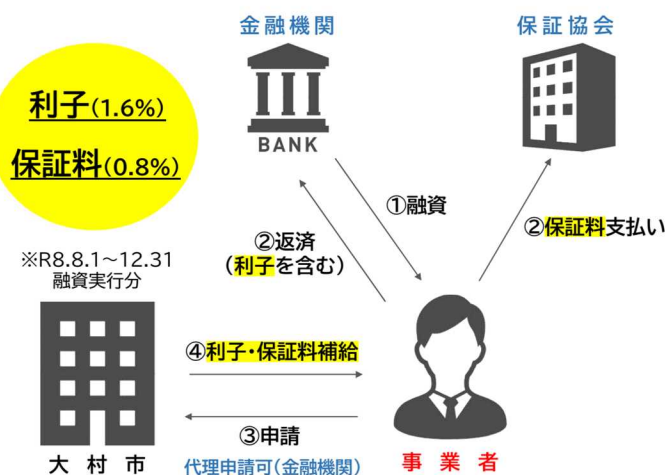
対象要件(①の全ておよび②のいずれかに該当する事業者)

①基本要件(全てに該当)

- ☒ 大村市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる
- ☒ 中小企業信用保険法に基づく対象業種を営んでいる
- ☒ 大村市中小企業振興資金(運転資金に限る)を活用する
- ☒ **令和8年8月1日～12月31日**に**融資実行**を受ける※申込から融資実行まで**1か月程度要する**場合があります。

②売上等の減少要件(いずれかに該当)

- ☐ 売上高の減少
最近3カ月間の売上高等が、前年同期比で減少している
- ☐ 粗利益の減少
最近3カ月間の月平均売上総利益(売上高－売上原価)が、前年同期比で減少している



申請の流れ

①融資申込

取り扱い金融機関へ融資を申し込みます。
十八親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、西海みずき信用組合

②利子・保証料の支払い

③利子・保証料補給申請【代理申請可】

年度毎に支払った保証料及び利子の補給を申請します。
金融機関による代理申請が可能です。

④利子・保証料補給(振り込み)

市が内容を確認し、利子・保証料を補給します。

【お問い合わせ】大村市商工振興課
☎:0957-53-4111(内線275)
✉:syoukou@city.omura.nagasaki.jp